

核軍縮に関する国際情勢（2）

—— 日本における核武装論 ——



大阪大学大学院国際公共政策研究科

教授 黒澤 満

2002年から2003年にかけて、日本の核武装に関する論議が広く行われている。以前から日本の核武装に関する議論は存在したが、それは主として海外の専門家が日本は核武装するのではないかとという疑惑を表明するものであり、これまでは日本国内での核武装論はタブーであった。

I 主な発言

1 日本国内

2002年5月に安倍晋三官房副長官が早稲田大学で講演し、憲法上は戦術核を使うことは違法ではないと述べ、それに関連して、福田官房長官が、非核三原則を見直す可能性もあるという考えを示した。この発言は、核武装そのものの発言ではないが、内閣の中核の発言であり、きわめて重要である。北朝鮮の脅威がさらに大きくなり、拉致問題がクローズアップされるなかで、2002年12月に、京都大学の中西輝政教授は、北朝鮮に核ミサイルを発射させないようにするいちばんの方法は、「日本も核武装する」という宣言を、いち早く総理がすることであると述べた。さらに杏林大学の田久保忠衛教授も、日本は核武装をしないと絶対言うべきではないという発言を行った。

2 米国国内

2003年1月に、チャールズ・クラウトハマーがワシントンポスト紙の「ジャパン・カード」と題す

るコラムで、北朝鮮の核開発阻止に消極的な中国の態度を変えさせるためには、米国は日本の核武装を支持すべきであると主張した。さらに1月に、テッド・カーペンター氏が、北朝鮮問題解決のオプションとして、米国は、北朝鮮に対して、その核兵器プログラムを放棄しないならば、米国は韓国と日本に対して核武装するよう奨励すると述べるべきであるというアプローチを主張した。

2月には、ジョン・マケイン上院議員が、北朝鮮の核開発問題に関連して、中国が危機解決に迅速に取り組まなければ、日本は核武装するしか選択肢がなくなると発言した。3月には、チェイニー副大統領が、北朝鮮の核開発や弾道ミサイル開発は、この地域の軍拡競争を引き起こすとし、たとえば日本は核武装問題を再検討するかどうかの考慮を迫られるかもしれないと述べた。

II 核武装議論顕在化の背景

1 北朝鮮の脅威

小泉首相は2002年9月にピョンヤンを訪問し、日朝首脳会談を行い共同声明を発表し、国交正常化交渉の開始と、核・ミサイル問題の解決が謳われた。その際に、金正日は拉致問題の存在を認め謝罪した。しかし、報告は13人の拉致被害者があり、そのうち8人が死亡しているというものであり、日本人の間で大きな驚きと失望が見られた。日本が一層詳細な情報を求めたのに北朝鮮が回答しなかったことも

あり、日本国内において北朝鮮に対する怒りと不信が広がっていった。日本人の間において、北朝鮮への脅威の認識は、核・ミサイルそれ自身によるものが基礎にあるとしても、拉致事件によりそれらはいっそう拡大され、北朝鮮の体制自体に対する脅威となっているように思われる。

2 核不拡散体制の弱体化

第1は、条約の実効性の問題であり、条約締約国が条約義務を誠実に履行しているかどうか疑わしい状況が生じている。それは冷戦終結後のイラクで秘密の核開発が発覚し、北朝鮮の核疑惑が発生し、最近では核兵器の保有を宣言し、2003年1月には条約から脱退を声明し、4月には脱退の効力が生じたと考えられている。またイランやリビアに対しても核兵器開発の疑惑が生じていた。

第2は条約の普遍性の問題であり、イスラエル、インド、パキスタンが条約に加入しないで、核兵器を保有している状況に関連する。1998年5月の核実験により、米国と日本は両国に経済制裁を課し、両国を非難してきたが、9・11の後は主としてアフガンでの作戦に関してパキスタンの協力が不可欠であることから、経済制裁を解除するとともに、両国の核兵器国としての地位を事実上認める方向に進んでいった。これは核不拡散体制を脆弱化するものであり、新たに核兵器を開発することは、一時的に非難されても、そのうち承認されるという国際的な認識の発生に寄与するものである。

第3は核軍縮の停滞の問題である。CTBTが米国の反対で効力を発生する可能性がほとんどなく、米口の戦略攻撃力削減条約（モスクワ条約）も一定の意義は認められるが、検証可能性、不可逆性、透明性などの性質を欠いており、またSTART IIおよびⅢで予定されていたものよりも、核の削減がより遅く、より少なく、より厳格でないものになっている。その後の進展はまったく見られないし、英国とフランスも核軍縮に努力しておらず、中国は逆に核軍備を増強していると考えられている。

3 米国の核政策：核兵器使用の可能性

米国の核政策では、ロシアの脅威の削減に伴い戦略核兵器の重要性は低下しているが、ならず者国家やテロリストとの関連において、戦術核兵器、さらには小型核兵器の重要性が増大している。米国の核態勢見直し報告では、地中貫通核兵器の必要性が強調され、核実験の準備期間を縮小することが主張された。地下貫通核兵器に対する予算が認められると

ともに、5キロトン以下の核兵器の研究・開発を禁止する1993年の法律が廃止され、小型核兵器の研究にも予算が付けられた。2002年10月の米国の安全保障戦略は、先制自衛の戦略を前面に押し出しているが、核兵器も当然そこに含まれており、核兵器、特に地中貫通あるいは小型核兵器による先制攻撃の可能性が高まっている。

4 小泉政権の軍事力強調主義

小泉政権の下において、9・11直後にテロ対策特別措置法が制定され、米国のアフガニスタンでの作戦に軍事協力が開始された。2003年には朝鮮半島の危機を念頭に武力攻撃事態法が制定され、さらに、イラク戦争の後の行動として、イラク支援活動特別措置法を成立させ、2004年に入って自衛隊のイラクへの派遣が実施された。このように日本の軍事力が強調され、特に米国の要請に応える形で自衛隊が広範に派遣されている。これは、米国のブッシュ政権が、単独主義あるいは汎米主義により、かつ軍事力を中心に国際関係に対処していることに呼応したものである。

Ⅲ 日本における核武装の議論

1 核武装推進論

1) 自主防衛論——従来からの自主防衛論者は、米国の反対があろうとも、対米依存、対米従属からの脱却の手段として、日本の核武装を推進すべきであると主張する。

2) 米国容認論——米国での発言、特にチェイニー副大統領の発言を根拠に、米国は日本の核武装を容認しているという考えが、日本の核武装推進論者、特に最近になって核武装を主張する人々の大多数の人々に共有されている。したがって、ここでは日米安全保障体制とは矛盾しないと考えられている。

核武装論の先頭を走る中西輝政京都大学教授は、チェイニーの発言以前から核武装を主張しているが、基本的にはこのような考えであり、拡大抑止は冷戦期のような信憑性は享受できないとして、核に対しては核で応じる以外にないと述べ、以下のいずれかの場合に日本は核武装すべきだと主張する。①米国の日本防衛に対するコミットメントが明確に揺らいだ時、②中国の海洋軍事力が本格的に外洋化した時、③北朝鮮の核が曖昧なままに見過ごされた時。森本敏教授は、最後の手段として、米国の同意を得てポラリス搭載原子力潜水艦の供与を米国から受け取るという英国型核武装に進むであると主張する。

その他の論者は、北朝鮮の核の脅威に対応するため核武装すべきであるという単純な理論に依存している。

3) 核オプション論——論者の中には、直接の核武装ではないが、核オプションを維持することが重要であるとする見解があり、日本は核のオプションを維持し、核兵器を保持しないと絶対言うべきではないと主張する。

4) 米核兵器持ち込み論——これも日本の直接の核武装論ではないが、北朝鮮の核に対抗するために、非核三原則の第3原則を外して、米国の核兵器を日本国内に配備すべきだという主張がある。

2 核武装消極論

1) 米国不容認論——上述の核武装推進論の多くは、米国が容認するという前提で議論されているが、多くの識者は、米国は日本の核武装を容認するはずがない、したがって、日本の核武装は不可能であると主張する。

2) 核武装不用論——これは、日米安全保障条約が健全で、米国の核の傘が有効である限り、日本が核兵器を独自に保有する必要はないし、その方が日本の安全保障にとって有益だと主張するものであり、多くの論者により主張されている。

3) 核武装無益論——これは、軍事的・戦略的観点からして、日本が独自の核兵器を保有したとしてもそれは北朝鮮の脅威に対して抑止効果をもたないので、核武装することは無益であり、無意味であるという議論である。

4) 核武装有害論——以上の消極的反対論のほかに、日本の核武装は有害であるとする見解が多くの論者により主張されている。①米国との関係においては、日本の核武装は、日米関係の友好的な発展を阻害し、日米同盟の崩壊へと連なり、日本が米国と対立することになり、日本の安全保障を低下させることになり、日本の安全保障にとって有害であると議論される。②東アジア諸国との関係では、中国が対抗して軍備増強を図るだろうし、韓国、台湾も核兵器保有に走る可能性が強く、東アジア全体の安全保障環境は悪化し、結果的に日本の安全保障が低下するという考えである。③核不拡散体制との関係では、日本の核武装は当然NPTからの脱退を必要とし、体制への決定的な打撃となり、体制への崩壊へと導き、多くの国が核兵器を保有するようになり、結果的に日本の安全保障環境は悪化すると主張される。もう1つの側面は、日本のNPT脱退は国際社会からの非難を受けるとともに、経済制裁を蒙る可能性があ

り、それは日本に致命的な影響を与え、日本の国益に反することになると議論される。④日本がNPTから脱退し、核武装に走ると、世界中から非難を浴びるとともに、日本は国際社会で孤立することになり、政治的にも安全保障上も国益に反することになると議論されている。

5) 軍事的・戦略的不可能論——日本の核武装を軍事的・戦略的観点から分析し、日本の地理的脆弱性、核実験の実施不可能性、また戦略的に意味ある核戦力は不可能であると議論されている。また海外の論調でよく提起されている問題で、日本がプルトニウムやH2ロケットの保持していることについても、それらは技術的に似通っているとしても、日本の核兵器開発に直接に結びつくものではないと主張される。

6) 核武装否定論——識者の中には、広島・長崎を原点として、核兵器のもつ道義性の観点を中心に日本は核武装すべきでないとする考えがまだまだ広く存在している。

IV 核武装を必要としない

安全保障環境の構築に向けて

1 北朝鮮の核・ミサイル危機の解決

第1に取り組むべき課題は、北朝鮮の核・ミサイル危機を早期に解決することである。この脅威が今回の核武装論の引き金となっていたわけであるから、各国、主として6者会談を通じて、対話と圧力を用いながら、平和的な解決を早期に達成すべきである。米国はブッシュ政権成立以来2年以上も北朝鮮問題解決の具体的な動きを示さなかったが、これは北朝鮮の核開発状況をいっそう悪化させる結果となった。中国が北朝鮮と米国の仲介者として、積極的な働きをしていることは評価されるべきであるが、国際的な圧力を加えることと同時に、この問題は基本的には米国と北朝鮮の関係に依存しているので、米国がもっと積極的に対応するべきであろう。

2 核不拡散体制の強化

まず実効性の強化が必要であり、条約当事国の条約義務の履行が確保されなければならない。検証に関しては、モデル追加議定書が採択されて数年になるが、その批准国が極度に低い現状を改善する必要がある。追加議定書の署名・批准が義務的であると解釈を徐々に広めている努力が必要であろうし、原子力供給国は、供給の条件として、相手国が追加議定書の締約国であることを条件とする方向に進め

るべきである。また違反や違反の疑惑の場合の対応の手続きおよび措置につき、もっと厳格なルールを設定すべきであろう。個別の国家による対応よりも、国際社会全体として対応する体制が整えられるべきである。

条約の普遍性については、条約の外にいるイスラエル、インド、パキスタンに対し、非核兵器国として条約に加入することを引き続き求めるとともに、CTBTへの署名・批准をも強く要請すべきであろう。インドやパキスタンの核兵器の管理やセキュリティに関して技術的に国際社会が協力することは必要かもしれないが、政治的にまた法的に、それらの国を核兵器国として認定したり、特権的な地位を与えることは、厳重に慎むべきである。そうでないと、核不拡散体制の崩壊へと導くものとなるだろう。これらの3国は、NPTの当事国ではないから、NPTの法的義務を受けることはないが、NPTの当事国は、5核兵器国以外すべてを、条約の当事国か否かに関わりなく、非核兵器国として取り扱う法的な義務を引き受けているのである。

核軍縮の誠実な履行は、NPTの第一の目的ではないとしても、多くの非核兵器国がこの条約に参加したのは、短期的には差別的な条約であるとしても、長期的には核軍縮によってそれが是正されていると期待していたからである。5年ごとのNPT再検討会議においても核軍縮の進展が評価され、将来取るべき核軍縮措置に合意が見られるのも、NPTが安定的に存在するためには核軍縮が不可欠であるという認識に基づいている。したがって、NPT体制の健全な維持のためには、核兵器国によるいっそうの核軍縮が不可欠である。

3 安全保障政策における核兵器の役割の低下

各国の安全保障政策において核兵器の役割を低下させること、特にその有用性を増加させないことが、日本における核武装論の消滅のためにも、地域的なまた国際的な安全保障のために必要であろう。米国のブッシュ政権における核政策は、特に小型の、また地中貫通型の核兵器に関しては、新たな開発も視野にいれて、その使用の可能性を示唆しており、核兵器は使える兵器であって、米国はその前提で核政策を実行しているように思えるが、その方向はきわめて危険であり、また他の国々に誤ったメッセージを送ることになる。またロシアもその核政策において、従来よりも核兵器の役割を重視し、より広い範囲で核兵器の使用の可能性を示している。

核兵器国は、2000年NPT再検討会議の最終文

書で合意したように、核兵器の役割を低下させる措置を早急にとるべきであり、非核兵器国はNPT再検討プロセスにおいて、そのことを核兵器国に強く要求すべきであろう。

4 日本の安全保障政策と核軍縮政策

日本の安全保障政策の三本柱は、①日米安全保障体制の堅持、②適切な防衛力の整備、③日本を取り巻く国際環境の安定を確保するための外交努力となっている。第3の外交的努力としては、主として、アジア太平洋地域各国との対話・交流・協力と軍備管理・軍縮・不拡散の促進が挙げられている。

日本の核武装の可能性に関しても、米国の核の傘が有効である限り日本が核武装する必要はないという意見が多数を占めており、核の脅威に対しては米国の核兵器に依存するという防衛大綱の指針が広く支持されている。その延長線上に、「日本が核兵器を必要としないのは究極的には米国との同盟である」と主張されており、日米同盟の一層の強化が主張されている。

日本が現在進めている方向は、まさに①の日米安全保障体制の強化と②それに連携しつつ防衛力の強化であり、③の外交的努力が重視されていない。日米安全保障体制の強化およびそれに付随した防衛力の強化は、北朝鮮の核・ミサイルの脅威に対抗するために必要であることは間違いないが、北朝鮮のみを見るのではなく、日本を取り巻く国際環境全体を視野に入れて、その他の外交的な措置をもっと積極的に取るべきである。

日米安全保障体制の強化は、日本の安全保障を強化するという側面をもつとともに、東アジア諸国との関係において、全体的な軍備拡大競争といった安全保障のジレンマが存在することにも留意すべきであり、東アジア諸国との安全保障対話が不可欠であるし、長期的には東アジアの地域的な安全保障の枠組みを検討すべきであろう。

また日本の核軍縮政策は、日本の安全保障政策の中でも一定の重要な位置を占めているとともに、国際的にも高く評価されているものであり、日本の国際社会におけるイメージにも重要な役割を果たしている。日本が積極的な核軍縮政策を展開していくことは、国際社会における日本核武装という疑惑を否定するのに有益であるし、国内において核武装論が発生する土壌をなくしていくのにも有益である。